

神労基発 1211 第 3 号
令和 7 年 12 月 11 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
会長 殿

神奈川労働局 労働基準部長



個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る
「改正労働安全衛生法説明会」の開催について（周知依頼）

日頃から労働基準行政の推進につきまして格段のご理解とご協力をいただき、深く御礼申し上げます。

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月 14 日に公布され、既存の労働災害防止対策に中小企業の事業主又は役員を含む個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず個人事業主等による災害の防止を図るため、個人事業主等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行を予定しています。

厚生労働省では、改正法の施行に向けて、個人事業主等に係る改正項目を中心とする改正法の説明会を、全国 13 都市（オンライン併用）で開催することとしました。

説明会には、注文者等にあたる事業者のほか、個人事業者等の方に出席いただきたく、貴会会員の皆様に、別添リーフレットの配布等により、広くご周知いただけますようご協力をお願いいたします。

厚生労働省ホームページ
掲載ページ



リーフレットの PDF ファイルをお送りできます。
ご入用の際はメールにて担当までご連絡ください。

担 当 神奈川労働局労働基準部安全課 齋藤
電 話 045-211-7352
メール anzenka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

個人事業者のみなさん、
安心してください、
“安全”見えてますよ！



改正労働安全衛生法説明会

事業者の皆様や、労働者と同じ場所で働く個人事業者の
皆様に関係する労働安全衛生法が改正されました。

参加登録は
こちらから



2025 12.16 火
東京・新宿区
新宿文化センター

2026 1.13 火
北海道・札幌市
北海道立道民活動
センターかでる2・7

2026 1.14 水
北海道・旭川市
旭川市民文化会館

2026 1.16 金
宮城・仙台市
仙台市戦災復興記念館

2026 1.26 月
石川・金沢市
石川県地場産業
振興センター

2026 1.27 火
愛知・名古屋市
東桜会館

2026 1.29 木
大阪・大阪市
コミ協ひがしなり
区民センター

2026 1.30 金
兵庫・神戸市
神戸地方合同庁舎
(第4共用会議室)

2026 2.2 月
広島・広島市
広島合同庁舎
(大会議室)

2026 2.3 火
愛媛・松山市
愛媛県県民文化会館

2026 2.5 木
福岡・福岡市
福岡国際会議場

2026 2.17 火
沖縄・那覇市
沖縄ラフ&
ビース専門学校

ゲストで
登場！

2026
2.19 木

東京・渋谷区
東京ウィメンズプラザ

在宅ワーク疲れ
“見えない過労”
からどう守る？



改正の主なポイント

これまで実施してきた労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の役員等を含む。）も取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による業務上の災害を防止するため、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種の措置を定めました。

注文者による配慮

注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等、注文先の仕事の安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないという責務が、全ての注文者に適用されることを明確化。

全業種に

R7(2025).5.14施行

01

元方事業者等の措置

混在作業現場における元方事業者による統括的な安全衛生管理の対象が、自社及び関係請負人の労働者だけでなく個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大。
このほか、設置した機械等を請負人に使用させる場合の規制や機械等の貸与、建築物の貸与などに関する規制についても、対象を個人事業者等や労働者以外の作業従事者に拡大。

対象拡大

R8(2026).4.1施行

02

業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害について、厚生労働省への報告制度を新設（原則、電子申請）

新設

R9(2027).1.1施行

03

個人事業者等自身による措置

労働者と同じ場所で作業する個人事業者等に以下を義務化。

- ・構造規格・安全装置を具備した機械の使用
- ・フォークリフトなどの機械の定期自主検査の実施
- ・アーク溶接など危険・有害業務に従事する際の安全衛生教育の受講

義務化

R9(2027).4.1施行

04

作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等

作業場所を管理する事業者※1に対し、当該場所で危険・有害な業務※2等が行われる際に当該場所で作業を行う関係者間の連絡調整等の措置を義務化。

- ※1 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの
- ※2 自社又は請負人に係る作業従事者による作業

義務化

R9(2027).4.1施行

05

参加登録はこちら



4、5の制度の詳細は今後、厚生労働省令にて規定

全国13都市・オンラインにて説明会を開催

2026.2.19

東京・渋谷区 東京ウィメンズプラザ

ゲストで登場!



14:00~16:00 木 在宅ワーク疲れ “見えない過労” からどう守る?

東京 14:00-16:00 2025.12.16 火 新宿区 新宿文化センター 東京の現場をもっと安全に! 元請・下請ができること	北海道 14:00-16:00 2026.1.13 火 札幌市北区 北海道立道民活動センター 冬の職場をどう守る? 雪・氷との付き合い方と安全対策	北海道 14:00-16:00 2026.1.14 水 旭川市 旭川市民文化会館 在宅ワーク疲れ “見えない過労” からどう守る?	宮城 14:00-16:00 2026.1.16 金 仙台市青葉区 仙台市戦災復興記念館 農業現場の安全をどう守るか
石川 14:00-16:00 2026.1.26 月 金沢市 石川県地場産業振興センター 災害復旧の現場で安全をどう守るか?	愛知 14:00-16:00 2026.1.27 火 名古屋市東区 東桜会館 あなたの職場にある危険! 化学物質と機械の安全管理	大阪 14:00-16:00 2026.1.29 木 大阪市東成区 コミ協ひがし区民センター 大阪の現場をもっと安全に! 元請・下請ができること	兵庫 14:00-16:00 2026.1.30 金 神戸市中央区 神戸地方合同庁舎 安全を運ぶ時代へ。(第4共用会議室) 物流現場の安全最前線
広島 14:00-16:00 2026.2.2 月 広島市中区 広島合同庁舎(大会議室) 立場を越えてつながる造船現場の安全の輪をどう作る?	愛媛 14:00-16:00 2026.2.3 火 松山市 愛媛県県民文化会館 造船の現場を守る! 安全第一のモノづくりとは?	福岡 14:00-16:00 2026.2.5 木 福岡市博多区 福岡国際会議場 荷物だけじゃない、人の安全を運ぶ物流現場の実現	沖縄 11:00-13:00 2026.2.17 火 那覇市 沖縄ラフ&ピース専門学校 観光を支える人を守る! 沖縄の職場に必要な安全と健康管理